

(別紙1)

令和6年度高年齢者及び事業所向けセミナー事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務名称

令和6年度高年齢者及び事業所向けセミナー事業業務委託

2 委託業務の目的

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の改正に伴い、65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業機会の確保が努力義務とされるなか、県内企業における70歳までの就業機会の確保状況は約30%に留まっている。また、60歳以上の高齢者の就労意欲は高い状態にあるものの、就労を希望する高齢者の50%以上が就職できていない状況にある。

この事業では、働く意欲のある高年齢者（概ね55歳以上）を対象として就労に対するモチベーションの向上や新たなスキル獲得を推進し、高年齢者の就業機会拡大を目的としたセミナーを実施するとともに、県内事業所を対象として高年齢者雇用に関する理解の促進や高年齢者が安心して就労できる職場環境づくりの推進を図ることを目的としたセミナーを実施する。

3 委託業務の概要

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで
- (2) 委託業務内容 別添「令和6年度高年齢者及び事業所向けセミナー事業業務委託仕様書」のとおり

4 契約上限額

金 4,640,688円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- エ 委託業務の履行について綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

6 企画提案コンペの実施方法

企画提案コンペに参加を希望する者は、下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料等を別に設置する「令和6年度高年齢者及び事業所向けセミナー事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、総合的に勘案して最優秀提案を選定する。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合がある（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができる。）。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）等

- ア 提出期限 令和6年3月5日（火）17時必着
※FAX又はメールによる提出も可とするが、下記（3）企画提出時までには原本を提出すること。また、郵便又は民間事業者による信書便の場合は、電話等により到着確認を行うこと。
- イ 提出先 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課
- ウ 提出資料（各1部）
 - (ア) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
※必要な場合は「委任状（第2号様式）」を提出すること
 - (イ) 登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）の写し又は営業届証明書
 - (ウ) 身分証明書又は身元証明書の写し（個人の場合のみ。本籍地のある市区町村長が発行する禁治産・準禁治産、成年後見の有無、破産の通知の有無の証明書）
 - (エ) 登記されていないことの証明書の写し（個人の場合のみ。法務局が発行する成年被後見人等として登記（登録）されていないことの証明書）
- エ 結果通知 令和6年3月14日（木）17時までに電話又はメールにて通知

(2) 企画提案資料等

- ア 提出日 令和6年3月25日（月）17時必着
※郵便又は民間事業者による信書便による場合は、電話等により到着確認を行うこと。

イ 提出先 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課

ウ 提出資料 (ア) 企画提案書、(イ) 見積書、(ウ) 参考資料

(ア) 企画提案書 ※9部(正本1部、副本8部)提出

- ・様式は任意とするが、原則としてA4サイズ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内(長辺綴じ)とすること。
- ・なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案を記載すること。加えて下記項目については、企画提案書に必ず記載すること。

【事業実施にあたっての基本的な考え方】

- ・高年齢者側、県内事業所側双方の高年齢者雇用に関する課題や必要な取組等についての考え方

【高年齢者向けセミナーの開催】

- ・セミナーの具体的な開催方法、内容、講師及び実施スケジュール
- ・高年齢者の就労に対するモチベーションの向上や新たなスキルの獲得を推進するための取組(工夫する点など)
- ・参加者の集客にあたっての取組(工夫する点など)

【事業所向けセミナーの開催】

- ・セミナーの具体的な開催方法、内容、講師及び実施スケジュール
- ・県内事業所の高年齢者雇用に関する理解の促進や高年齢者が安心して就労できる職場環境づくりの推進を図るための取組(工夫する点など)
- ・参加事業所の集客にあたっての取組(工夫する点など)

【業務執行体制等】

- ・業務実施スケジュール(工程表)
- ・業務実施体制

(イ) 見積書 ※1部提出

- ・「見積書」の記載様式に特に定めはないが、税抜き・税込み価格を明記すること。積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。税込み価格が、上記に定める契約上限額を超えないようにすること。
- ・委託事業の対象となる事業費は、業務を遂行するために必要な経費のうち、受託者の通常業務と区分して経理することが可能な経費を対象とする。

(ウ) 参考資料 ※9部(正本1部、副本8部)提出

- ・過去3年間に同様の事業実施実績があれば、「契約実績証明書」に実施年度、事業名、契約相手先を記載して提出すること。(任意)
- ・その他、企画提案に関する有効な資料や提案事業者の概要などがあれば、必要最小限の範囲で提出すること。

(3) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、2次審査は行わない。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

ア 実施日時 令和6年3月28日（木）午後（予定）

イ 実施場所 三重県庁8階 雇用経済部会議室（津市広明町13番地）（予定）

※プレゼンテーション審査結果は、令和6年4月2日（火）17時までにメールで通知するとともに、ホームページで公表する。

※選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。

ウ 審査基準

審査に当たっては、プレゼンテーションをふまえ、以下の項目を重視して総合的に評価する。

1	的確性	業務の意図を的確に理解し、内容が仕様書に合致しているか。また、提案全体としてまとまりや一貫性があるか。
2	企画性	業務の目的を達成するために効果的な提案内容であるか。 ・高年齢者の就業機会拡大、高年齢者が安心して就労できる職場環境づくりの推進につながる内容となっているか。
3	実行性	スケジュールが具体的で、本業務を確実に実行できる体制となっているか。
4	専門性	高年齢者雇用に関する専門的な知識やノウハウ等を生かした提案内容となっているか。
5	経済性	契約上限額内で事業の実施に必要な経費が適切に見積もられているか。

エ 審査の結果

審査の結果は、最優秀提案者の決定後、すべての提案者に対して通知する。

7 質問書（質問ある場合のみ）

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和6年2月26日（月）17時必着

※持参、FAX又はメールにより提出すること。FAX又はメールによる場合は、電話等により到着確認を行うこと。

イ 提出先 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課

ウ 提出資料 様式任意（規格はA4版）

※タイトルは「令和6年度高年齢者及び事業所向けセミナー事業業務委託の質問書」とし、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、

電話及びFAX番号、メールアドレスを明記すること。

エ 留意事項 質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しない。

(2) 質問書に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和6年3月4日(月)17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。

企画提案コンペに参加を希望する者は、質問の有無に関わらず企画提案書等を提出する前に当該ホームページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結時には、下記の書類が各1部必要となる。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないこと用)」

※所管税務署が過去6か月以内に発行したものの写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」

※三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したものの写し

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

《参考》三重県会計規則 第75条第4項

契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

(2) 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と

県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

- (3) 契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であつて、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払代金を即納したとき。
- (5) 契約金額が第73条第1項の規定により随意契約によることができる額であつて、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 契約の相手方が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）第2条第1項に規定する出資法人であるとき。
- (7) 単価（単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。）により契約を締結する場合であつて、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払方法及び時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札資格停止要綱」という。）」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下

「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除措置要綱第7条の規定により落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。

(2) その他特記事項

- ・提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。なお、応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはない。
- ・提出のあった企画提案書等の資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。
- ・県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- ・本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。なお、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条による罰則があるので留意すること。
- ・受託者は、本業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・本業務により発生した成果品等の著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第

28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないこととする。

- 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と県と協議のうえ、決定することとする。
- 企画提案コンペに係る選定の効果は、令和6年度予算発効時において生じるものとする。

16 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 担当 市川、松本

TEL : 059-224-2461 FAX : 059-224-3024

E-mail : syurou@pref.mie.lg.jp